第１８号議案

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２３年(2011年)２月２８日

提出者　町田市長　石　阪　丈　一

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例（平成３年１２月町田市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項及び第４項を次のように改める。

３　常勤監査委員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

４　常勤監査委員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第３条に次の１項を加える。

５　第２項又は第３項の規定により給料を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として、日割計算により支給する。

第４条第２項中「町田市長等の給与に関する条例」の次に「（昭和３３年４月町田市条例第２１号）」を加える。

第７条中「町田市一般職の職員の給与に関する条例」の次に「（昭和３３年２月町田市条例第１１号）」を加える。

附　則

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例新旧対照表

＿部分は改正部分

改正後	改正前
(給料額) 第3条　略 2　略 3　常勤監査委員が退職したときは、その日まで給料を支給する。